# 前回第 48 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料 感染症法等の改正を踏まえた保健所、

地方衛生研究所等の強化に向けた考え方(案)

### 1 基本的な考え方、方向性

- ① 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害や食中毒など他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にもしっかりと対応できる健康危機管理体制の構築が必要。
- ② このためには、国、都道府県、保健所設置自治体それぞれの役割を明確にしつつ、それぞれの主体が責任を持って体制構築に向け、平時のうちから計画的に整備をしていくことが必要。

新興・再興感染症対策においては以下のとおり。

#### イ 国

都道府県をまたがった応援派遣の仕組みの整備、人材育成支援などにより、都道府県や保健所設置自治体の取組を支援。感染症発生時には、全国の情報を迅速に把握し、総合調整権限に基づき、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う(感染症法第44条の5)。

### 口 都道府県

感染症は市町村をまたがった対応が求められることから、連携協議会を活用し、 自治体間の役割分担や連携内容をあらかじめ調整するとともに、予防計画を策定す る(令和6年4月施行後の感染症法第10条、第10条の2)。また、都道府県域内 の保健所、地方衛生研究所等の人材育成を支援する。有事の際には、情報集約、自 治体間調整(感染症法第63条の3)、業務の一元化等の対応により、保健所設置自 治体を支援する。

- ハ 保健所設置自治体(保健所設置主体としての都道府県、政令市・特別区) 感染症の拡大を想定し、各保健所や地方衛生研究所における人員体制や設備等を 整えるとともに、有事の際、迅速に有事体制に移行し、対策が実行できるよう、保 健所体制や検査体制に係る予防計画を策定する(令和6年4月施行後の感染症法第 10条第2項及び第14項)。また、有事に備え、国や都道府県の研修等を積極的に 活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地 方衛生研究所などを含め、有事を想定した実践型訓練を実施する。有事の際には、 保健所、地方衛生研究所等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接に連携し ながら対応を行う。
- ③ さらに、連携協議会を活用し、消防本部などの関係機関、医師会や薬剤師会、看護協会などの職能団体などと平時からの意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化していくことが必要(令和5年4月施行後の感染症法第10条の2)。

- ④ 感染症の拡大などによる業務量の増大等に備えるためには、保健所や地方衛生研究所等における業務の効率化に向けた取組を加速化する必要がある。感染症にかかわらず業務全般において、外部委託や一元化、DX などを積極的に推進する必要がある。
- ⑤ これらの考え方は、感染症対策以外の健康危機への対応にも通じるもの。感染症対応 だけでなく、災害、大気汚染や食品衛生などについても、既存の計画やマニュアル等を 点検し、見直しを行うとともに、有事の際の体制や施設設備、物品の備蓄など必要な見 直しを行うことが必要。

### 2 保健所の健康危機管理体制

- ① 保健所は、地域の健康危機管理の拠点として、情報の収集、分析、対応策の企画立案・ 実施、地域住民へのリスクコミュニケーションなどを行う。
- ② 保健所は、健康危機発生時において、当該危機対応のみならず、健康づくりや精神保健など、地域住民に不可欠な保健施策を提供し続けることが求められている。
- ③ これらを踏まえ、各保健所は、平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画(仮称)」を策定する。

## 【健康危機対処計画(仮称)への記載事項のイメージ】

- ・健康危機のフェーズ(発生当初、拡大期など)に応じ、以下の項目等を記載。
  - 業務内容と量の見積もり
  - 業務の重点化や絞り込みなど(BCP)
  - 人員体制(自治体内外からの応援を含めた体制。IHEATの活用も含む。)
  - 外部からの応援職員の受入体制(受援計画)
  - 職員のメンタルヘルス対策や時間管理の方策
  - 研修や実践型訓練の実施

など

- ※ 健康危機対処計画(仮称)は、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を 確保する必要がある。このため、保健所設置自治体は、予防計画等の策定に当たって、 保健所や地方衛生研究所等の関係者を検討に参画させることが必要。
- ④ 地方衛生研究所等や管内の市町村や職能団体など関係機関・団体との連携強化が必要。
- ⑤ 感染症危機に備えた人材育成や管内市町村及び関係機関との連携・調整等の総合的なマネジメントを担う保健師を、各保健所に配置することが必要。

- ⑥ 感染症拡大時における保健所業務のひっ迫に備え、有事の際の外部からの応援として、以下の制度が準備されている。保健所においては、こうした外部からの応援職員を円滑に受け入れることができるよう、平時のうちから、受援体制を整備するとともに、連携協議会の活用等により管内市町村等の調整や、IHEAT への研修等を行うことが必要。
  - イ IHEAT (令和 5 年 4 月施行後の地域保健法第 21 条~第 23 条)
    - · 改正地域保健法では、IHEAT が健康危機管理体制の仕組みとして法定化。保健所設置自治体は、IHEAT 要員に対し、研修等を実施する責務。
    - ・ 国は、IHEAT 要員の管理システム(IHEAT. JP) や研修の実施等制度の基盤整備を 行っている。
    - ・現在、都道府県が人材の掘り起こし、名簿の管理、派遣調整等を実施しているが、有事の際に速やかに支援が受けられるようにするためには、保健所設置自治体による人材掘り起こしや保健所における IHEAT 要員の訓練など、より地域に近いところで IHEAT 要員を確保し、人材育成することが必要。 IHEAT. JP を活用し、都道府県と保健所設置自治体が連携し、地域に密着した IHEAT 要員を育成すべき。

### ロ 市町村からの保健師等の応援派遣

・ コロナ禍においては、地域保健施策に従事している市町村の保健師等が即戦力として保健所業務を支援している事例があった。保健所設置自治体と保健所管内の市町村が連携して、有事の際の職員応援について取り決めることも有効である。地域の実情に合わせ、連携協議会を活用しつつ、こうした取組も検討すべき。

## ハ 自治体間の応援職員派遣制度

- ・ 国は、感染症発生・まん延時の際の総合調整権限に基づき、都道府県から応援派 遣の調整の依頼を受けた際、他の都道府県と調整し、保健師等の自治体職員が保健 所業務のひっ迫した自治体に派遣されるよう調整する。
- ⑦ これらの考え方は、感染症対策以外の健康危機への対応に通じるもの。感染症対応だけでなく、災害、大気汚染や食品衛生などについても、既存の計画やマニュアル等を点検し、見直しを行うとともに、有事の際の体制や施設設備、物品の備蓄など必要な見直しを行うことが必要。

#### 3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- ① 地方衛生研究所は、健康危機管理における専門技術的拠点として、試験検査や調査研究を通じ、自治体や保健所等に対する情報提供を行うとともに、地域住民に対するリスクコミュニケーションを行う。
- ② 地方衛生研究所は、特に健康危機発生初期(例:新興·再興感染症の発生初期から民

間検査機関が立ち上がるまでの間)においては、国立感染症研究所と密接に連携しつつ、 地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の 新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。

③ 保健所設置自治体は、地方衛生研究所の整備や他の自治体等の連携等により、地方衛生研究所の機能(調査研究、試験検査、公衆衛生情報等の収集・解析・提供、研修指導)を備える責務があるものであること(令和5年4月施行時の地域保健法第26条)。

このうち、試験検査に関しては、健康危機への対処に必要不可欠な機能であることから、人口規模、財政規模を勘案し、都道府県や政令指定都市には、地方衛生研究所の設置等によって自ら整備することが求められる。

また、調査研究、情報収集・解析・提供や研修指導の機能については、小規模自治体における地方衛生研究所においては、実施困難なケースもあることから、都道府県に少なくとも一つはこれらの機能を有する地方衛生研究所を設置し、他の地方衛生研究所に対しこれらの機能を提供することが求められる。

④ 各地方衛生研究所は、新型コロナ感染症対応での課題等を踏まえ、平時のうちから有事に向けた準備を計画的に進めるための「健康危機対処計画(仮称)」を策定する。

#### 【健康危機対処計画(仮称)への記載事項のイメージ】

- · 健康危機のフェーズ(発生当初、拡大期など)に応じ、以下を想定。
- 業務内容と量の見積もり(検査、サーベランス、その他)
- 業務の重点化や絞り込みなど(BCP)
- 検査機器や試薬の備蓄など
- 人員体制(自治体内外からの応援を含めた体制。)
- 外部から応援職員の受入体制(受援計画)
- 職員のメンタルヘルス対策や時間管理の方策
- 研修や実践型訓練の実施

など

- ※ 健康危機対処計画(仮称)は、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を 確保する必要がある。このため、保健所設置自治体は、予防計画等の策定に当たって、 保健所や地方衛生研究所等の関係者を検討に参画させることが望ましい。
- ⑤ 各地方衛生研究所は、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所と連携し、試験検査に不可欠な標準品及び標準株の確保・提供など、レファレンス機能を果たすとともに、行政検査等の精度管理を行う。

- ⑥ 各地方衛生研究所は、保健所や保健所設置自治体、近隣市町村との平時からの連携を 図るとともに、職能団体等との連携強化に努める。
- ⑦ これらの考え方は、感染症対策以外の健康危機への対応にも通じるもの。感染症対応 だけでなく、災害、大気汚染や食品衛生などについても、既存の計画やマニュアル等を 点検し、見直しを行うとともに、有事の際の体制や施設設備、物品の備蓄など必要な見 直しを行うことが必要。